

京都市教育委員会教育長告示第3号

京都市総合教育センター条例第4条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市総合教育センターの開所時間を臨時に変更し、同センターの情報資料室及び教材開発室（カリキュラム開発支援センター）を臨時に休所します。

平成18年4月24日

京都市教育委員会

教育長 門川大作

1 京都市総合教育センターの開所時間を変更する日及び変更後の開所時間

| 開所時間を変更する日          | 変更後の開所時間        |
|---------------------|-----------------|
| 平成18年8月14日から同月18日まで | 午前9時から午後5時30分まで |

2 情報資料室及び教材開発室（カリキュラム開発支援センター）を臨時に休所する日

|          |  |
|----------|--|
| 臨時に休所する日 | 平成18年5月6日、8月5日、同月12日、同月19日、同月26日及び平成19年3月31日 |
|----------|--|

（総合教育センター研修課）